労働安全衛生法に基づく研削砥石取替等特別教育受講報告書

実習工場班 舩本 和重

1.はじめに

労働安全衛生法に基づく特別教育(研削砥石取替等特別教育)が、静岡県立清水技 術専門校(清水テクノカレッジ)で行われ、受講したので報告致します。

2.日時

平成18年6月8日(木)~6月9日(金) (2日間)

3.特別教育内容

研削砥石の交換・試運転関係の特別教育

- a.研削盤に関する基礎知識
- b.研削砥石に関する基礎知識
- c.研削砥石の取り付け具に関する知識
- d. 砥石の覆い、保護具等に関する知識
- e.研削油剤に関する基礎知識
- f.研削砥石の取り付けと試運転の方法
- g. 災害事例と関係法令

4.講義内容

A.定義

研削盤(グラインダ)とは、研削砥石(切断砥石を含む。以下同じ。)を使用し、 その回転運動によって加工物の表面の研削または切断を行う機械をいう。

B.種類

研削盤には、大きく分けて自由研削用と機械研削用とがあり、その種類はおおむね次のとおりである。

以下略

5.所感

工場内では何気なく使っている両頭グラインダではあるが、注意すべき点は多々ある ということを再認識させられた。

特に使う者だけでなく、周りの者も安全意識を高めておかねば、砥石というものは、 かなりの危険性を伴うものなので、自分だけでなく周りの者も巻き込んでしまう 恐れがあるので、学生に安全意識を強く持たせることは大事だと痛切に感じた。 (研削盤の覆いが割れるようなこともあるようだ)